

林

第二十八卷 第一號

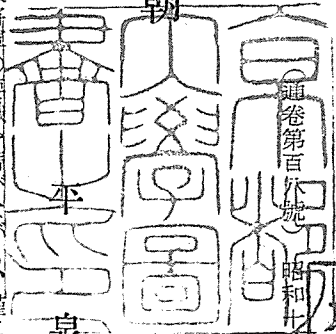
通卷第百外號

昭和十八年一月發行

東洋史研究会

寄贈

承久中興の御企と源實朝



泉

澄

草木も靡く勢の鎌倉の右大將を親として、自らも征夷大將軍の要職を帯びながら、僅に二十八歳を二期として、鶴岡八幡宮の社頭に倒れた源實朝の一生は、容易に解き難き謎を含む悲劇であつて、古來人々の解釋種々に分れて居り、従つて其の詠じた數々の名歌の中に於いても、一段傑出するものとして、凡そ尊王愛國の歌を思ふ者の、必ず想起する

おほ君の勅をかしこみちゝわくに心はわくとも人にいはめやも

山はさけ海はあせなん世なりとも君にふた心わかあらめやも

ひむかしの國にわかをれば朝日さす藐姑耶の山のかげとなりなき

の一聯三首の歌意に就いても、眞實いはむと欲する所が何であつたかといふ事は、諸家の説紛々として、初學適從する所を知らぬ有様である。即ち是等三首の歌は、金槐集に太上天皇御書下預時歌といふ詞書があつて、後鳥羽上皇より

御書を賜はつた時によんだものである事は明瞭であるが、それが一體何時の事であつたか、御書が如何なるものであつたかといふ事は明かでない、よつて或は建保三年七月六日の吾妻鏡の記事に、坊門忠信が内々の勅定を奉じて仙洞歌合一卷を實朝に贈つたとある。その時の事であらうとし、或はまた建曆三年二月二十七日實朝正二位に叙せられた時に、院より優渥なる御言葉(御書)を賜はり、感激の餘りに實朝はこの三首の歌を詠じたものであり、且つ或は之を御覽に供し奉つたのではあるまいかと解し、前の説は定家所傳本の發見によつて破られたけれども、後の説も未だ必ずしも一般の承認を得たといふわけではなく、問題は依然として未解決のうちに殘されて居る。而して歌の意味に於いては、しばらく「ひむかしの」一首をとつて考へても、或は之を「東國に自分が居るために、おのづから天子様の威光が行はれなくなつて何とも恐懼に堪へない次第である」と解すれば、或は此の説を常識的解釋であり物理學的解釋であると貶して、東國に住む吾は、常に仙洞の下かけに侍して離れず、影の形に添ふが如くに恭順に仕へまつるといふ意味であると説き、別にかげをおかけと解し御恩と釋して、上皇の御めぐみに浴する有難さを歌つたものであると主張する説もあつて、是等の諸説は實朝に尊王の精神の強かつた事を説く點に於いてこそ一致するものゝ、朝廷と幕府との關係に就いては、一説は之を現状是認の樂觀に解し、他説は之を現状否定の苦悶に取つて、全く相反する立場に立つのである。

然り、問題は實にこゝに存するのである。實朝が尊王愛國の精神に於いては、何人も之を疑はないのであるが、しかし幕府の強力なる政權天下をおほふ現状を、有るべき事として是認し、安んじて征夷大將軍の榮譽をほしいまゝに

したのであつたか、それともかゝる現状を有るべからざる事として否定し、之を否定するが故に自ら征夷大將軍として幕府の主たるに安んぜず、煩悶して解決の方途を求めつゝあつたか、これこそ實朝が尊王の至誠を披瀝せる一聯三首の歌の眞意を解くに尤も重大なる點であり、而してこれこそ實朝その人の歴史上の位置を決定する所以といふべきである。しかるに實朝の一生に同情し、實朝の和歌を讚美する人の多く、金槐集の評釋は數多く作られて居りながら、此の尤も重大なる點が猶疑問として残され、全く相反する解釋が並び行はれてゐる事は、まことに遺憾なりとしなければならぬ。

思ふにかくの如き重大なる點が長く疑問として残されたのは、從來實朝を考ふるもの、専ら金槐集と吾妻鏡とによつて其の言行を辿り、未だ朝廷の側に於ける皇國中興の御計畫を参照するに至らず、而して朝廷に於ける皇國中興の御計畫を説く者は、吾妻鏡の記事に誤られて之を承久元年三月に始まるものとし、従つて其の年正月に倒れたる實朝は何等之に關係をもつものでないとし、即ち或は無意識に、或は意識して、實朝の一生を承久中興の御企と遊離せしめた爲であつて、若し承久中興の御企が實朝在世の間に既に始められて居り、始められて居つたばかりでなく、既に白熱の状態に達して居つた事が明かになり、而して此の御企の中心に參割した人々と實朝との間に、極めて密接なる關係の存し、常に往復のあつた事が明かになるならば、彼の重大なる疑問は必ずや解決せられるであらう。

抑々後鳥羽上皇を中心とする皇國中興の御企が、吾妻鏡のいふが如く承久元年三月攝津國長江倉橋兩庄地頭職の存廢問題に端を發したものであつてなく、事の極めて機密に屬し、迹の頗る隱微に在るとはいふものゝ、仔細に點檢

すれば源流自ら辿り得て、承久より十數年を溯るものである事は、曾て建武中興の本義に之を説き、その後「後鳥羽天皇を偲び奉る」及び「順徳天皇を仰ぎ奉る」の二小篇に於いても論じたところであつて、こゝには詳説を省かうと思ふが、承久中興の運動に於いては、參謀總長の地位を占めたる法印尊長が、いはゞ參謀本部なる白河の最勝四天王の寺務となるは、承元元年の事であり、討幕軍の總大將能登守藤原秀康が上皇の厚き御信任を蒙るは、これも承元元年に既に記録に徴證すべきものがあり、官軍の兵力増設として注意すべき西面の武士の設置が、その初めは詳かでないものゝ、とにかく承元元年には既に置かれてあつた事、また朝廷に於ける武道の御奨勵が、承元中既に頗る盛であつた事、公事の論議又は習禮が、承元につぐ建曆年間に頻りに行はれた事、是等の指摘は中興の御企が承元元年には既に存し、而してその起りはそれよりも更に古い事を考へしめるに十分であらう。

殊に彼の増鏡によつて有名であり、新古今集にも收められて重ぜらるゝ後鳥羽上皇の

奥山のおどろの下もふみわけてみちある世ぞと人に知らせむ

といふ御製は、北條氏の亂逆を憤らせ給ひ、皇國中興の勲慮を洩らし給うたものと拜察せられるのであるが、後鳥羽院御集によれば承元二年三月によませ給うた所であり、又順徳天皇の御製

つま木とる杣山人の槩して道ある程の行末もがな

おく山の柴のした草おのづから道ある世にもあはんとすらん

は、いづれも前記後鳥羽上皇の御製と相通する深意を寓し給へるものと拜察せられるのであるが、順徳院御集によれ

ば、前者は建保元年、後者は翌二年の御製であつて、是等はすべて皇國中興の御企が、承久元年以前、承元建曆建保の間、既に強力に推進せられつゝあつた事を示すものでなければならぬ。此の事に就いては猶多くの證據も存するのであるが、今は先づ以上に止めようと思ふ。

さて前記承元元年、同二年、建保元年、同二年には、實朝は幾歳であつたか。實朝は承久元年に倒れた時、二十八歳であつた。しからば承元元年には十六歳、同二年には十七歳、建保元年には二十二歳、同二年には二十三歳であつた。朝廷に於いて西面の武士が置かれ最勝四天王院が建てられ、武力増強の事頻りに行はるゝ時、實朝は十六歳であつた。後鳥羽上皇が、「奥山のおどろの下もふみわけ」むとの強き御決意を示し給へる時、實朝は十七歳であつた。而して順徳天皇が寶算十七歳にして、「道ある程の行末もがな」とよませ給うた時、實朝は二十二歳であり、順徳天皇が御十八歳にして、「道ある世にもあはんとすらん」と歌はせ給うた時、實朝は二十三歳であつた。即ち實朝はその青年感激の年齢に於いて、承元建曆建保の間、十數年を送つたのであつた。而してその十數年こそは、朝廷に於いて皇國中興の御企の強く進められつゝあつた時であつたのである。

既に明かにし來つた如く、朝廷に於ける皇國中興の御企と、實朝の青年時代とは、並行して進んだ。舊説のいふが如くに彼の御企が實朝の倒れた後に初めて起つたものであるならば、實朝は彼の御企とは無關係でもあり得たであらう。しかるに實朝の青年時代は、十數年の間、彼の御企と並行したといふ事であれば、それは實朝の地位の上よりして、無關係では斷じてあり得ないのである。政治にあつたところなき草庵の歌人、無力の田夫ならばいざ知らず、

中興の御企に於いて第一に解決せらるべき幕府の主人であつて見れば、實朝は恭順を求めらるゝか、誅伐を敢てせらるゝか、二者その一をばづれる事は無い。實朝と無關係には、實際問題として中興の御企は進行し得ないのである。しからば朝廷は、實朝を誅戮すべき賊として考へられたか、それとも謹んで敬慮を奉獻し奉るべき者として連絡をとらせ給うたか、實朝は京都に對して反對の立場に立つたか、それとも翼賛の態度を示したか、これ我等の尤も注意して見なければならぬところである。

いふまでもなく實朝は頼朝の子であるが、僅に八歳にして父を失つた。建仁三年九月、兄頼家の廢せられた後を承けて征夷大將軍に任ぜられた時にも、漸く十二歳の少年であつて、未だ元服するに至らず、千幡（一に千萬と書く、幡と書いてもマンとよんだのである）と稱してゐたが、是に於いて後鳥羽上皇より實朝といふ名を賜はり、十月八日に元服の式をあげたのであつた。こゝに我等は實朝の名が、後鳥羽上皇より賜はつたものである事を注意しなければならぬ。名は今こそ人々の割合に無雜作に考へてゐるところであるもの、昔は頗る之を重んじ、従つて名づけ親といふものは、極めて之を重大視したのであつた。しかるに實朝は、その元服に當つて、後鳥羽上皇より名を賜はつたのであるから、上皇に對し奉つて、いかに恭敬の誠を以て仰ぎ慕ひ奉つたかは、十分に想像せられる所である。

やがて元久二年十四歳の時より歌をよみ始めた實朝は、新古今集、古今集より、漸次溯つて萬葉集を愛讀し、萬葉調の歌をよむやうになつた。而して建保元年十一月、藤原定家より萬葉集を贈られて非常に之を喜び、専ら之を賞翫して、「重寶何物か之に過ぎんや」といつた事は、吾妻鏡の明記する所であり、之を實朝のよんだ歌の中に、萬葉調の

ものが随分多い事と併せ考へて、實朝が萬葉を愛讀し、萬葉に共鳴し、よつて萬葉の感化を受けた事の多かつた事を察知し得るのである。

世の中はつねにもかまなきさこくあまのを舟のつなてかなしも

やらのさき月影さむしおきつ鳥かもといふ舟うきねすらしも

大海のいそもとどろによする波われてくたけてさけてちるかも

箱根路をわかこえくれば伊豆の海やおきの小島に波のよるみゆ

是等の歌は、その詞に於いても、萬葉の影響の強いものであり、

物いはぬよものけたものすらたにもあはれなるかな親の子を思ふ

ものゝふのやなみつくりふこての上に發たはしる那須のしの原

等の歌は、詞そのものには必ずしも現れてゐないけれども、全體の格調に於いて、古今新古今を離れて、萬葉の歌人に伍して自由に豪快に歌つてゐるものとして、やはり萬葉の感化を考へ得るのである。

しかるにかくの如く萬葉を愛讀し、萬葉に習熟する者は、ひとり其の辭句に於いて、調子に於いて、換言すれば表現の形式に於いてのみでなく、實にまた其の着眼に於いて、感懐に於いて、即ち思想の内容に於いて、之に學び、之より受くる所がなければならぬ。即ち

伊勢の海の磯もとどろによする浪かしこき人に戀ひわたるかも (萬葉集卷四)

大海の磯もとゆすり立つ波のよらむともへる濱のさやけく (同卷七)

きゝしより物をおもへば我が胸はわれてくだけてとごころも無し (同卷十二)

等といふ萬葉の調子に親んで、實朝に、

大海の磯もとゞろによする波われてくだけてさけてちるかも (金槐集下)

といふ調べが出て來る時に、萬葉の

おほきみは神にしませば天雲の雷の上にいほりせるかも (萬葉集卷三)

御民吾れ生ける驗あり天地の榮ゆる時にあへらくおもへば (同卷六)

おほきみのみことかしくみ大船のゆきのまにまにやどりするかも (同卷十五)

けふよりはかへりみなくておほきみのしこのみたてといでたつわれは (同卷二十)

乃至彼の「海行かばみづく屍山行かば草むす屍」(同卷十八)等の歌に、百難を事ともせずして一途に大君に仕へ奉り、一切を捧げてかへりみる事のない純粹の大和心に觸れては、實朝の純情は必ずや強い感銘を受けたに相違ない。天平より今日に至つて千二百年、しかも猶今日萬葉を読む者は、極めて清新なる感じを以て上代祖先の純情にふれるのである。まして今をさる事七百餘年、天平より僅に四百數十年離るゝのみで、あれほどに萬葉を喜び、その詞を採り、その調子を學んでやまなかつた實朝が、萬葉集にみなぎる所の、國體に關し大義に關する正確なる把握、熱烈なる感情を見落し、それより何等の感動をも受けなかつたといふ事は、斷じてあり得ない。

かやうにいへば或は鎌倉幕府を開いた頼朝の子として生れ、やがて自らも幕府の主となつた實朝としては、似合はしからぬ事のやうに感ぜられるかも知れない。しかしながらひとしく幕府といつても、後の北條、足利の時代乃至徳川の時代と比較するならば、源氏三代の間は著しく其の性質を殊にし、その朝廷に對し奉る精神、態度に於いては、到底目を同じうして語るべからざるものがあつた。頼家は僅か十八歳にして立ち、四年後にははやくも幽閉せられて了つたのであるから、多くいふべき事もないが、頼朝は幕府創設の大事を始めとして遺憾な點の少くない人物であるが、しかしながら其の言行の迹を見るに、朝廷に對し奉る懇懃の態度、感賞に價するものも亦尠くないのである。たとへば文治元年六月、尾張の國王井四郎助重なる者、違勅の科を犯した時に、頼朝之を責めて、「綸命に違背するの上は、日域に住すべからず」といひ、文治二年四月、朝廷の重臣に贈つた書狀に、「頼朝の申狀たりといへども、理不盡の裁許あるべからず候」といひ、同年六月、院宣に答へ奉つて、「院宣いかでか違背候はむや」と恭順の意を述べ、建久元年二月、京都へ提出した請文に、諸國の地頭に對して、朝廷の御命令に従ふやう嚴重に指圖すべき旨を述べて、「君の御定に背き候はむ者をば、家人にて候ととも、いかでか其の罪に行はれず候はむや、頼朝の身上にて候ととも、不當候はむ時は、御勘當も蒙る可き事にてこそ候へ」といつた如き、(以上諸例すべて吾妻鏡による、但し文は漢文調を書き改めて讀み下しに便した)武家政治を創始し、武力を以て朝廷を制肘し奉つたものとして、強き非難をうけてゐる人として、案外にも懇懃恭順の態度であるとして、一般の人々には驚かれる事であらう。實際かゝる恭順の態度は、この後北條に見るを得ず、足利に見るを得ず、徳川に見るを得なかつた所であつて、是等を總稱して武家政治といひ、

幕府といふものゝ、源氏三代の間は、其の朝廷に對し奉る態度に於いて、大に後代と異なるものある事を知らなければならぬ。

實朝は實にかゝる人を父として生れたのである。勅命に違ふものあれば、「綸命に違背するの上は、日域に住すべからず」として、國外追放を命ずる人を父として生れたのである。しからば其の實朝にして、元服に際して、後鳥羽上皇より名を賜はり、青年にして萬葉集を愛讀し熟讀したる時、尊王愛國の感激油然而して湧き起るは當然ではあるまいか。承元建曆の頃、後鳥羽上皇を中心として、皇國中興の御企あり、忠義の士一命を擲つて此の大事に奔走しつゝある時、皇國中興の爲には當然倒さるべき幕府の主として、人々の第一に注意する所となつた實朝は、實にかゝる素質と教養とをもつてゐたのである。しからば朝廷にして「道ある世」の實現を目指さるゝ以上、實朝は招撫せらるべきであつて、打倒せらるべきではない。實朝は翼賛すべく命ぜらるべきであつて、反抗すべく豫想せらるべきではない。

若し朝廷にして實朝を招撫せんとの方針を取らるゝならば、連絡の途は色々あるであらう。而して殊に注意すべきは實朝の夫人である。吾妻鏡によれば實朝は、元久元年の暮に夫人を迎へたのであるが、その夫人は前大納言坊門信清の息女であつた。信清の息女であつて當時十三歳であつたといへば、それは有名な忠信の妹に當る。忠信は中興の御企には其の樞機に參し、承久三年には一軍を率ゐて出で、戰つた人であつて、吾妻鏡には或は「合戰の張本」とよばれ、又は「今度の合戰の大將軍」と記されてゐる。而して父信清の姉は、即ち七條院と申し、後鳥羽天皇の御生母であ

らせられる。して見れば實朝は、後鳥羽上皇の御生母の姪に當る人を迎へて夫人としたのである。上皇に於かせられて、實朝に御意志を傳達し給はうと欲し給ふならば、密々に連絡する方法は實にこゝに存したのである。

且また夫人の兄大納言忠信が、合戦の張本であり、大將軍であつたばかりでなく、其の養嗣子信成も亦樞機に參して活躍したのであつた。この人は一族親兼の子であつて、特に後鳥羽上皇の淑慮により、忠信の養嗣子となつたのであつた。されば上皇特別の御知遇を辱うした點からいつても、又忠信の養子となつた點からいつても、中興の御企に重く關與すべき人であるが、果して承久三年戰端の開かるゝや、家人をして越後國加地庄願文山に據り、賊軍と戦はしめた事が吾妻鏡に見えてゐる。而して吾妻鏡の其の記事には、信成の事を「亂逆の張本」と註してゐる。即ち忠信信成父子共に張本と呼ばれたのであつて見れば、中興の御企に於いて此の二人が如何に熱心に考究し、積極的に奔走したかは、自ら想像がつくであらう。果して此の二人が、皇謨翼贊の方途に就いて肝膽をくだき、其の實現の爲に奔走したといふ事であれば、忠信には義弟に當り、信成には叔母の夫に當る實朝と連絡を取らぬといふ筈はない。忠信等が平生實朝と親しく交はつてゐた事は吾妻鏡に見えてゐる。たとへば建保元年五月鎌倉に和田義盛の亂起るや、在京の武士佐々木廣綱、五條有範と共に急ぎ難に赴かうとしたが、其の時、兩人とも忠信より馬を貰つて居り、又承久元年正月實朝右大臣に任せられて拜賀の禮を行はうとするや、忠信わざわざ鎌倉に下り、實朝は夫人と共に之を優遇して居る如き、それである。しからは忠信父子が王政復古の祕策をめぐらすに當つて、その近き姻戚關係にある實朝、かしこも後鳥羽上皇をいはゞ名つけ親の如き親しみの情さへもつて仰ぎまつり、平生萬葉集を愛讀し、奈良の昔の

人々の純情にふれて國體の大義にめざめたる實朝、この青年將軍を考慮の外に放任する筈はない。

かくの如き事情を考慮したる後に於いて、改めて彼の三首の和歌を吟味せよ。但し此の吟味に當つては、從來普通に知られたる金槐集の貞享四年の版本、又は羣書類従所收本によらずして、佐佐木博士によつて發見紹介せられたる藤原定家所傳本に依らなければならぬ。定家所傳本の發見に對して、我等の感謝しなければならない點は、いくつもある。其の第一は、三首の順序である。羣書類従本には、(一)大君の、(二)ひんかしの、(三)山はさけ、といふ順序になつてゐるが、貞享本には、(一)おほ君の、(二)山はさけ、(三)ひむかしの、となつて居り、人をして取捨に迷はせたが、定家所傳本の發見は、羣書類従本の順序が正しい事を示してくれた。次に感謝すべきは、第一の歌の第三句が、羣書類従本に、ちゝはゝに、とあり、貞享本には、ちゝわくに、とありながら、傍書して、ちゝはゝに、とある爲に、從來一般に、父母に、と讀まれて來たのであり、その父母にといふは、幼少にして父を失つて、此の歌を詠んだ頃には、母だけしか居らなかつた實朝としては、實感に乏しい憾があつたのであるが、今や定家所傳本の發見によつて、ちゝはゝに、といふが誤であつて、正しくは、ちゝわくに、でなければならぬ事、従つて既に父を失つてゐた實朝の感懐として、少しも無理のない事が、明かにせられた事である。第三に感謝すべきは、山はさけの歌の結句である。これは貞享本には、わかあらめやも、とあるけれども、羣書類従本に、我あらめやも、とある爲に、我をわがとはよまず、われとよむべしとの説があつたのであるが、定家所傳本の發見は、貞享本乃至新勅撰集、増鏡などの傳へてゐるやうに、わかあらめやも、の方が正しい事を示し、問題を解決してくれたのである。但しこれは前件の如

く、一首の意味に、強く影響するほどの事はない。第四に多とすべきは、是等の歌のよまれた年代が、明確には決定されないまでも、ある程度まで限定せられた事である。即ち従来は、承元建曆建保の間、凡そ十二年ほどの間の、どこにも動き得たものが、今や建曆三年十二月の奥書ある定家所傳本に、この三首の歌が收められてある以上、是等の歌は建曆三年、即ち建保元年以前の作であつて、建保二年以後の作でない事が、明瞭になつたのである。従つて曾ていはれたやうに、是等の歌は、建保三年に坊門忠信が、内々の勅定に依つて、仙洞歌合一巻を實朝に贈つた時に詠まれたものであらうといふが如き説は、成立たなくなつた。但し建保元年以前に於いて、果して何時詠まれたものであるかは、依然として明かでないが、定家所傳本が、(羣書類従本と同じく)此の三首を最末にかゝけてゐる事は、恐らくこれが建保元年に、しからずとするも、それに極めて近年、たとへば建曆二年頃に、よまれたものである事を想像せしめる。

昭和四年に佐佐木信綱博士によつて發見せられた定家所傳本は、是等三首の歌のみに就いても、かやうに重要な貢獻をしたのであるが、今それによつて、改めて三首を掲記し、前述の事情を考慮して解釋する事としよう。

太上天皇御書下預時歌

おほきみの勅をかしこみちゝわくに心はわくとも人にいはめやも

ひんかしのくにゝわかおれはあさ日さすはこやの山のかけとなりなき

山はさけうみはあせなむ世なりとも君にふた心わかあらめやも

第一首の歌意を推すに、後鳥羽上皇より御書をいたゞいた實朝は、その内容の極めて重大なるに驚き、千思萬慮、肝膽を碎いて苦辛するのであるが、事は一切口外してはならぬ、必ず之を極秘に附すやうにとの、嚴重なる仰をかしこみまつり、斷じて他人に洩らすまいとするのである。従つて御書の内容は、國家の重大事であつて、若しその漏洩する時は、いかなる事態の發生するかも分らない、極めて危険なる事柄でなければならぬ。

第二首の意味は、之と關聯して考へなければならぬ。若しかけといふを恩恵と解し、又は御守りといふやうに取つては、第一首によつて察せられる重大事、危険極まりなき内容と合はない。これはやはり常識的に、實朝の幕府に居る事が、朝廷の御威光の全國に輝きわたる御妨げとなる事を歎いたものに違ない。従つて第一首と第二首とを併せ考へる時は、この時賜はつた御書の内容が、如何なるものであつたか、大抵拜察し得られるのである。即ちそれは、幕府の存在が、皇國の眞實の中興の爲には、尤も重大なる障礙であつて、實朝にして忠誠の心を有するならば、よろしく此の障礙の除去に協力すべき事を諭し給ひ、しかも是れは實に至大至重の問題であつて、決して輕々に他に洩らすべき事ではなく、若し漏洩する時は、いかなる大變の勃發するやも計られざるが故に、斷じて他言してはならない旨を、懇ろに御示し遊ばされたものであらう。實朝は之を拜承して、實際上一身の處置に苦慮しつゝも、勅命のまゝに何人にも之を洩らさざる事を誓ふと共に、自分の將軍としての存在が、京都に大なる影を投じ、皇國の正しき政治の發揚に障礙となつてゐた事を、今更の如くに感じて、大に恐懼したのである。しかり、實朝は苦慮し、恐懼した。しかしその恐懼は、勅命をかしこみまつつての恐懼であり、その苦慮は、如何にして勅旨を奉戴し、宸襟を安んじ奉る

べきか、其の實現の方策に就いての苦慮であつて、朝廷の御思召に對し反對の意向をいだいて恐れ苦しむといふのは、決して無かつた。よつて實朝は、第三首の歌に於いて、勅命に對し奉つては絶対に隨順しまつる至誠を明かにした。山はさけの強き調は、かやうにして生れたのである。

之に反して是等三首の歌は、決してしかく重大なる國家機密に關するものではなく、具體的な政治問題とは無關係によまれたものであると論じ、又は建曆三年正二位に叙せられて優渥なる殊遇を辱うしたのに感激しての歌であると解釋する説があるけれども、それでは第一首の、ちゝわくに心はわくとも人にいはめやも、を解き得ないであらう。ちゝわくには、心の千々に碎けて苦慮する意味に相違ない。只殊遇を辱うしたといふだけでは、感銘こそ深かるべきものゝ、心を千々に碎いて苦しむ必要は少しも無いのであり、之を一切他人に洩らしてならぬといふ事は毫も無い管である。又右の説では第二首も解きにくい。何故に關東に實朝の居る事が、京都の御障碍となるといつて歎くのであるか、一向合點のゆかぬ事である。そして第三の歌の、山はさけ海はあせなむも、平穩無事の日、に、只高き位を賜はつての感激としては、突然の昂奮、誇張の修辭、却つて純情に背く感じさへある上に、君にふた心わかあらめやもといふ、そのふた心が不思議な響を傳へるではないか。見來れば是等の歌のよまれたのは、國家の重大事に關してであり、實朝は其の去就を明かにすべき朝幕關係の重大問題に當面して、その内奥至深の純情を吐露したものといはなければならぬ事、自ら明瞭であらう。

しからば是等の歌のよまれた時、即ち後鳥羽上皇より重大なる御書をいたゞいた年月はいつであつたかといふに、

前にもいふが如く定家所傳本の奥書に、建曆三年十二月十八日とある所より推して、建曆三年十二月、即ち建保元年十二月以前の事と察知せられ、しかも此の本には右の三首を最末卷尾に置いて居るので、恐らくこは此の家集を撰んだ時に最も近い時の作であり、即ち建保元年の内であるか、しからずとするも、それに近い時、建曆二年か、同元年か、その頃の事であらうと考へられる。建曆年間には、後鳥羽上皇その第四皇子雅成親王に嚴訓を下し給ひ、文學を捨て、武道に専心せしめ給うた事、明月記に見えて居り、中興の御企、白熱し來つたと推定せらるゝ時である。その時に於いて實朝に重大なる御書を賜はり、極秘の機密を示し給うたといふ事は、事情いかにも有り得べき事である。

かやうに建保元年か建曆二年の頃に、實朝既に皇國中興の大事を拜承し、自らは謹んで勅命を奉せん事を欲しながら、周圍の情勢は容易に打開の手を出だし難く、ひとり心をいためつゝある間に、奸雄北條氏は水も洩らさぬ秘策を以て、政治と兵馬の全權を其の手に收めんとして、純情の青年將軍を鐵環もてしめ上げて來た。建保年間に於ける實朝の不思議なる言行は、此の苦境を察して初めて理解せられるであらう。たとへば建保四年六月陳和卿に會つてより渡宋の計畫を立てた事、同年九月、官位昇進の過分なるを諫めた大江廣元に答へて、「諫諍の趣、尤も甘心すといへども、源氏の正統、此の時に縮まり畢んぬ、子孫敢へて之を相繼ぐべからず、然ればあくまで官職を帯び、家名をあげんと欲す」と云つた事、さては承久元年正月、拜賀の禮を行はんが爲に鶴岡八幡宮に參る日に、理髮をつとめた公氏に對し、實朝は自ら變の毛一筋を抜いて記念に與へた事、ついで庭の梅を見て

出でていなば主なき宿となりぬとも軒端の梅よ春を忘るな

と不吉の歌を歌つた如き、常規を逸する不可思議なる言行は、すべて皇國中興の大理想實現の到底不可能なる鎌倉の實情を目の前にしつゝ、しかも叡慮を奉戴し宸襟を安んじ奉らん事を念願してやまぬ純情の青年將軍の、いたまじき苦悶のあとゝ解すべきである。同時にあのすぐれたる歌人が、建保元年を重大なる一線として、それ以後殆んど歌をよまなくなつた不思議なる事實も、歌ふに堪へね現實の苦痛を察する時、初めて理解せられるであらう。

實朝の金槐集に就いては、佐々木信綱博士、齋藤茂吉博士、川田順氏其他諸家のすぐれたる研究を多としなければならず、拙稿がその恩恵を受けた事はいふまでもない。こゝに深き敬意を表しつゝ筆を擱く。